

秋田の物流体制構築加速化事業費補助金審査要領

(目的)

第1条 この要領は、秋田の物流体制構築加速化事業交付要領第9条に係る、秋田の物流体制構築加速化事業費補助金の補助事業者の適正かつ公正な選考を行うために必要な事項を定める。

(審査方法)

第2条 審査は、事前に提出された事業実施計画に基づき、秋田の物流体制構築加速化事業審査委員会（以下「審査会」という。）が本要領第3条の規定に基づき審査する。

2 審査は、次の各号の審査項目毎に評価する。

(1) 事業計画

①現状について、取り組む課題を踏まえながら、数値等客観的なデータに基づいて適切に分析しているか。

②計画している対応策は、現状や課題解決にあたり妥当な手段であるか。

(2) スケジュール管理

①実施にあたり、スケジュールは無理のない妥当なものであるか。

②事業実施に必要な作業等が組み込まれているか。

(3) 期待できる成果と継続性

①申請事業以外にも物流効率化及びモーダルシフト、人材確保・育成等の県内における持続可能な物流体制構築に関し、積極的な取組を行っているか。

②事業内容に対し、成果指標が妥当なものでかつ検証できるものであるかどうか。

③計画書に記載どおりの成果が見込めるものかどうか。

(4) 事業費の妥当性

事業に要する経費が十分精査され、事業効果を得るために必要最小限の経費が適正に積算されているか。

(審査基準)

第3条 審査委員は、次の評価基準で評価を実施し評価点を付すものとし、評価点に係数を乗じたものを得点とする。なお、合計点数は、100点とする。

評価点	評価基準
5	特に良い
4	良い
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

(審査における加点)

第4条 第2条第1項の審査において、事業内容が次の取組に該当する場合は加点する。

大区分	小区分	評価点	係数	配点	
賃金水準の向上に関する取組					
役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.50%以上	3	1	5	
	2.00%以上	4			
	3.00%以上	5			
	パートナーシップ構築宣言の登録	0.5			
女性の活躍推進に関する取組					
一般事業主行動計画の策定・届け出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2	0.25	0.5	
		次世代法 ※2	0.25		
えるぼしチャレンジ企業認定 ※1		1	1	3	
法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし			1.5
		プラチナえるぼし			2
	次世代法 ※2	くるみん		1.5	
		プラチナくるみん		2	
若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5	0.5		
秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3	0.5	1	1	
	女性の活躍推進企業表彰 ※3	0.5			
	子ども・子育て支援知事表彰 ※3	0.5			
	男女共同参画社会づくり表彰	0.5			
「ホワイト物流」推進運動に係る持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言の実施		10	1	10	

【加点について】

- ・複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。
- ・グループで実施する事業の場合は、参加企業の配点の合計点を参加企業の総数で除した点数を加点する。（小数点第3位を四捨五入）

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。

（選定方法）

第5条 審査会は、審査委員の得点の合計点が6割以上の者のうち、最上位の者から順に予算の範囲内で補助事業者を決定する。

2 補助事業者とならなかった者のうちで合計点が最上位の者については、予算の残額を補助金の限度額として補助事業者とすることができる。但し、審査員の評価点の合計点が6割未満の者は採択しない。

3 審査委員は、必要に応じて選定内容に審査会の意見を付すことができる。

（審査結果）

第6条 審査の結果について、補助対象となった事業の概要等を県のウェブサイト等で公表することがある。

2 審査結果について、個別の問い合わせには応じない。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。